

(別紙様式2)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：埼玉県
農業委員会名：長瀬町農業委員会

I 農業委員会の状況(令和4年3月31日現在)

1 農業の概要

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	8	139				147
経営耕地面積	1	21	16	5		21
遊休農地面積	1	11	11			12
農地台帳面積	31	291	291			322

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	285
自給的農家数	245
販売農家数	40
主業農家数	4
準主業農家数	3
副業的農家数	34

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	56
女性	22
40代以下	4

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	28
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	0
農業参入法人	0
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 年 月 日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数								
認定農業者	—							
女性	—							
40代以下	—							

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 5年 7月 19日

	農業委員		定数	実数	地区数
	農地利用最適化推進委員	中立委員			
農業委員数	13	13			
認定農業者	—	4			
認定農業者に準ずる者	—	0			
女性	—	1			
40代以下	—	0			
中立委員	—	1			

*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	150ha	14.47ha	9.64%
課 題	農業従事者の減少、高齢化等による耕作放棄地の増加、農地の分散等が農地の確保・有効利用を図る上での課題となっている。中山間地域における農地は、急傾斜地が多く狭小のため、機械化が困難である。農地の環境諸条件を整える必要がある。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②／①×100)
21.97ha	14.78ha	0.31ha	67.27%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	農用地利用集積計画による利用権設定の制度の周知を行うとともに、農地を相続した場合の届出時にあっせん希望の有無を確認し、担い手となる農業者や企業参入者へのあっせんを行う。
活動実績	農用地利用集積計画による利用権設定の制度の周知を行った。農地を相続した場合の届出時にあっせん希望の有無を確認し、担い手となる農業者や企業参入者へのあっせんを行った。農地中間管理事業による集積を行った。新規担い手の増加。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	現状の担い手の経営状況を考慮すると目標達成は難しい。
活動に対する評価	引き続き町及び県と連携し、担い手となる人材や企業参入者の発掘を進めることが重要である。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	平成30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数	令和2年度新規参入者数
	0経営体	0経営体	0経営体
	平成30年度新規参入者が取得した農地面積	令和元年度新規参入者が取得した農地面積	令和2年度新規参入者が取得した農地面積
	0ha	0ha	0ha
課題	農業従事者の減少、高齢化等による耕作放棄地の増加、農地の分散等が農地の確保・有効利用を図る上での課題となっている。中山間地域における農地は、急傾斜地が多く狭小のため、機械化が困難である。農地の環境諸条件を整える必要がある。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②／①×100)
1経営体	0経営体	0%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④／③×100)
1.0ha	0ha	0%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	町や県、農協と連携して3月までに個別説明会等を行う。
活動実績	町と連携し、個別に説明を行った。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	参入目標面積は、新たな目標設定が必要である。
活動に対する評価	引き続き町及び県と連携し、担い手となる人材や企業参入者の発掘を進めることが重要である。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A) 162ha	遊休農地面積(B) 12ha	割合(B/A×100) 7.41%
課 題	農地の利用状況調査の円滑な実施と、遊休農地の所有者等に対する意向調査及び指導の徹底が必要である。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
2.8ha	4.1ha	146.43%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	農地の利用状況調査	17人	8月～9月	9月～10月
		町内全域を調査区域とし、農業委員が調査員となり目視による巡回調査を実施する。遊休化している農地については、地図、台帳等に記録するとともに、所有者等の意向調査及び指導を実施する。また、納税猶予特例適用農地を明確にして調査を実施する。		
農地の利用意向調査		調査実施時期:10月～11月		
その他の活動				
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
			17人	8月～9月
農地の利用意向調査		調査実施時期 12月	調査結果取りまとめ時期	12月～1月
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条
		調査数: 21筆	調査数: 筆	調査数: 筆
		調査面積: 1.0ha	調査面積: ha	調査面積: ha
その他の活動				

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	町外に住む遊休農地所有者等に対する指導の徹底が望まれる。
活動に対する評価	町内在住の遊休農地所有者等への指導は確実に進展しており遊休農地解消への理解が進みつつある。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	150ha	0ha
課 題	山間地域の農地は目が行き届きづらく、違反転用の発見が遅れがちであるため、定期的に農地パトロール等の監視活動を実施する必要がある。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度実績

実 績①	増減(B-①)
0ha	0ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	広報誌やHP等を活用し、農地の違反転用は犯罪であることを住民に広く周知する。農業委員等による町内全域の農地パトロールを実施する。
活動実績	ポスターやHP等を活用し、農地の違反転用は犯罪であることを住民に広く周知した。農業委員等による町内全域の農地パトロールを実施した。
活動に対する評価	違反転用防止のため、引き続き周知、農地パトロールを行っていく必要がある。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等 詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 3件、うち許可 3件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容					
事実関係の確認	実施状況	事務局による書類審査、当該区域推進委員、地区担当農業委員及び事務局職員による現地調査、必要に応じて聞き取り調査を実施している。					
	是正措置	—					
総会等での審議	実施状況	議案ごとに関係法令・審査基準に基づき審査している。					
	是正措置	—					
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数		0件			
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数		0件			
	是正措置	—					
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上、公表している。					
	是正措置	—					
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 20日	処理期間(平均)	20日		
	是正措置	—					

2 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

(1年間の処理件数: 22件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	事務局による書類審査、当該区域推進委員、地区担当農業委員及び事務局職員による現地調査、必要に応じて聞き取り調査を実施している。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	議案ごとに関係法令・審査基準に基づき審査している。			
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上公表している。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 20日	処理期間(平均)	20日
	是正措置	—			

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数	0法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数	0法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数	0法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数	0法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人	0法人
	提出しなかった理由	
	対応方針	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数	0法人
	対応状況	

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容		
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数	59件 公表時期 令和4年4月
		情報の提供方法:HPに掲載している。	
	是正措置	—	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数	115件 取りまとめ時期 令和4年3月
		情報の提供方法:申出があった場合に公表している。	
	是正措置	—	
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積	322ha
		データ更新:農地利用状況調査結果、相続等の届出、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等、その他補足調査を踏まえ隨時更新。	
		公表:窓口及び全国農地ナビにより公表している。	
	是正措置	—	

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめるこ。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

	〈要望・意見〉
農地利用最適化等に関する事務	〈対処内容〉

	〈要望・意見〉
農地法等によりその権限に属された事務	〈対処内容〉

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している	その他の方法で公表している

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数 0 件

提出先及び提出した意見の概要	

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している	その他の方法で公表している